

2019年度 現場代理人等意見交換会議事概要

2019.12.11

白山会館

<意見交換会のテーマ>

- ①「現場における週休2日の実現に向けて」
- ②「工事施工の円滑化に向けて」
- ③「自由意見(これだけはお願いしたい)」



■新野積橋橋脚その1工事 (株)安藤・間

①日給月給者の月当たりの収入を確保するうえでも、労務を確保するために労務単価の底上げが必要と考えている。また、トンネルで水抜きボーリングを行うとき、坑夫の手待ちが発生する場合がある。積算上は何もないが、実際は賃金補償をしないと坑夫が集まらない。現状では休日に水抜きボーリングを施工するケースが多いため、特殊作業員に手待ちが発生するような工事形態での清算の方法が必要ではないか。

完全週休二日に対応した機械損料数量の改定が必要と考えています。発注段階で無理な工程を引かないよう適正な工程とそれに伴う適正な積算をお願いしたい。また、現場職員、作業員、協力会社経営層の週休二日に関する意識改革も必要性を感じている。

②設計照査の回答に2ヶ月を要し、その為にクリティカルが2ヶ月遅延した。その際、照査の回答に時間がかかることが予想されたので、初期段階で工事一時中止を申し入れたが、「設計の見直しをしてるわけではない。」という理由で却下されたことがあった。当時は全く施工ができないわけではなく、工事用道路は施工していた。しかし、設計照査がクリティカル工種であり工期延伸が明らかな場合は、延伸分の現場管理費等は持ち出しとなる。このように一部の施工は可能でも工期延伸が明らかなケースでも工事一時中止ができるようにして欲しい。

③設計照査や連携会議の回答がメールで来るケースが多く、設計図面が添付されている場合もある。以前、橋脚の配筋干渉チェックの照査を提出したところ、古い図面で行っていることが分かった。私どもは新しい図面を受領した記憶はなく、データを探しても見当たらなかった。国交省担当者からは連携会議の回答の際に渡したと言

われ、結果、配筋干渉チェックのやり直しを余儀なくされた。ちなみに変更設計図に関してはASPを介しておらず、主任監督員も認識していないようであった。今後は重要な指示や変更がある場合は、メールでの速報を頂けるのは非常にありがたいが、行き違いを防止するために必ずASPによる指示もお願いしたい。

(整備局)

①公共事業設計労務単価につきましては、毎年度の公共事業労務費調査により、給与形態や労働時間等について実態を把握し、実勢を適切に反映し改定を行っているところです。

また、平成29年度公共事業労務費調査から、週休2日手当の調査項目を設け休日導入の拡大に伴う賃金支払い実態について、適切に労務単価に反映できるように調査を実施し、本年度からは、より正確に実態を把握するために、発注者指定方式や受注者希望方式等、発注方式の違いについても区分し調査を実施しているところです。

週休二日を実現するためには、適正な工期設定が重要であることからH29年度より「施工条件確認部会と工程調整部会の開催」について、原則全工事において開催することとしています。

また、準備期間、後片付け期間、雨休率や特別工事に影響のある事項(日数)等の特記仕様書への明示や工期設定にあたっての「支援システム」等の活用を原則化しています。

さらに、今般の国会において品確法が改正され、「適正な工期設定」が発注者の責務として位置づけられました。

引き続き「適切な工期設定の確保」に関する実態把握を進め、見直し・改善につながるよう尽力して参ります。

週休2日で施工する場合には、現状より工期が長くなり、現場事務所等の土地代や安全施設のリース代等を含む共通仮設費や現場技術者の給与等を含む現場管理費、機械経費が官積算の計上額と乖離する可能性があることから、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率を補正しているところです。

北陸ブロック発注者協議会の取り組みとして「GW期間(10連休)」及び「9月から11月にかけて4回の3連休」において、北陸地方整備局管内の発注機関による統一的な現場閉所に取り組んでいるところです。

取り組み結果の意見、感想等をもとに協議会の場を通じて、週休2日の取り組みについて意見交換を行い、週休2日(4週8休)の推進に向け、引き続き課題や問題点などの共通認識を図って参ります。

機械損料数量につきましては、毎年実施する建設機械等調達・稼働実態動向調査の調査票において、供用日数の内訳に「休祭日、作業休止日」を含めて調査し2年毎に改訂しております。

②本案件については、設計照査部会の中で当初想定された施工方法に対して疑義があり、工法選定に対する協議を行った結果、当初想定どおりの施工方法で行うこととなったと聞いております。引き続き、工事連携会議等の場で受発注者間のコミュニケーションを密に図りながら、円滑に工事を進められるよう努めて参ります。

工事の一時中止については、公共工事標準請負契約約款第20条に基づき、発注者から工事の全部又は一部の施工を一時中止しているところです。

ご存じのとおり、一時中止には「全部中止」と「一部中止」がありますが、現行の「工事一時中止に係るガイドライン(案)」では、全部と一部の使い分けが明確に示されていないことから来年度中を目標に、明確な表現等について検討していきたいと考えています。

また、工事一時中止については、発注者にその権限と義務があるところですが、受注者からも協議文書を提出できることとし、その内容を「工事一時中止に係るガイドライン(案)」にも追記する方向で作業を進めているところです。

③今回は、設計図面のやり取りの中で齟齬があったものと聞いております。引き続き、工事連携会議等の場で受発注者間のコミュニケーションを密に図りながら、円滑に工事を進められるよう努めて参ります。文書等のやり取りについては、ご指摘を受けてメール等のほか、ASP経由でも行うようにしていると聞いており、引き続き徹底して参ります。

■国道8号柏崎トンネル(山岳部)工事 安藤ハザマ・植木JV

①作業員の週休二日に対しての抵抗感は慣れにより感じませんが、作業日が減ることによる収入減については労務を確保するうえでの課題です。契約工程を確保して週休二日を実現するには、施工機械の能力による作業時間の短縮や工程管理の工夫等、工期全体の中で微量な時間短縮を積み重ねていかなければ実現は厳しい状況です。現場見学会や視察も多くやってくるが、週休二日実現に向けて限られた時間で施工しているため現場状況に

合わせた時間帯や開催日程を調整していただいているので、今後も同様の対応をお願いします。

②工事の準備段階で人員確保をするなかでの計画書の提出期限や準備期間に余裕がないと考えます。休日取得にもかかわる問題ですので、期間の延長をお願いします。

③設計変更を行うにも実務の実情や人員の問題があると思いますが、出来る限りスムーズに行っていただきたい。



(整備局)

①平成 29 年度公共事業労務費調査から、週休 2 日手当の調査項目を設け休日導入の拡大に伴う賃金支払い実態について、適切に労務単価に反映できるように調査を実施し、本年度からは、より正確に実態を把握するために、発注者指定方式や受注者希望方式等、発注方式の違いについても区分し調査を実施しているところです。

現場見学会や視察等については、週休二日をはじめとする労働環境に配慮した開催日・時間帯となるよう、引き続き努めて参ります。

②工事の準備期間については、「週休 2 日の推進に向けた適切な工期設定等の運用について」(平成 31 年 3 月 29 日)により、例えばトンネル工事であれば 80 日など、主たる工種区分毎に最低限必要な日数を定め、工事規模や地域の状況等に応じて設定することとしています。本日のご意見については本省に伝えて参ります。

また、準備期間、後片付け期間、雨休率や特別工期に影響がある事項(日数)等を特記仕様書に明示しているところです。引き続き、実態把握に努めるとともに適正な工期設定に尽力して参ります。

③本官工事においては、事務所内での図面・数量計算の確認に加え、本局での審査等の手続きが必要となり一定の期間が必要となっておりますが、これらの手続きを出来るだけスムーズに行うよう努めて参ります。

■新野積橋橋脚その2工事(株)植木組

①若手の技術者及び労働者の確保と育成には週休 2 日は絶対必要である。ただし、労働者の年収がある程度保証(600 万円以上)されないと週休 2 日でも離職していく。休日と年収確保の両立が求められる。天候や自然条件に左右される仕事である。

河川工事は、非出水期間に工程を詰め込まなければならないので、週休2日に拘ると成り立たない場合がある。橋脚工事では、足場・鉄筋・型枠・コンクリートと分業なので、各社の持ち分を消化したら代休を取るようお願いしている。

②工期設定が適正かどうかは、現場条件によって大きく影響する。天候不順、土地契約・借地、関係機関及び地元協議、特殊材料の手配、設計照査回答、ダンプ及び労働者の確保等により工程が大きく影響受けることが当たり前となっている。工期延期については、もっと簡単に設計照査・ASPで協議させていただきたい。

また、現場説明書及び特記仕様書が充実していると設計照査・協議・施工計画等が進めやすくなるので非常に有難い。

③施工体制台帳は、何処に行っても相変わらず余計なものまで添付することを求められる。さらに、下請けとの追加契約分（金額変更のみ）は、提出の必要は無いと思われる。週休2日も大事ではあるが、残業時間の縮減も課題となっている。提示で良い書類は提示とする、ちょっとした相談事はメールで行うなどが有効である。

タイムラプス動画記録を実践している。完成検査時の説明用としているが非常に有効だと思われるので、電子納品物として扱ってはどうか。今回ICT舗装ということで情報化施工を行っています。マシンコントロール、グレーダーとかブルドーザーを使って有効でしたが、協力業者が情報化施工に慣れていないことから結果的に生産性向上に実はつながっていないという一面があります。実態調査を行って設計変更に反映させていただきたい。

工事用車両の一般道出入りに交通誘導員を配置しているが、「工事用車両の誘導は変更対象にならない」と言われている。過去には変更で計上していただいた現場もあるので、配置した誘導員は全て変更対象で計上していただきたい。



(整備局)

①建設業の担い手を確保するためにも労働環境の向上が不可欠です。設計労務単価の上昇が賃金水準の向上という好循環に繋がるよう公共事業労務費調査を通じて、引き続き、適切な実態把握に取り組んで参ります。

工事箇所が大河津分水路河口付近で洪水や冬期風浪等の自然条件の元での厳しい工程の中で、週休2日の実施

に向けて様々な工夫をして取り組んで頂いている。ご意見を参考に週休2日が確保できるような適切な工期設定となるよう引き続き検討して参ります。天候不順（雨天・降雪等）により休工した日は現場閉所とすることとしておりますので、週休2日取得の達成状況を確認する際に参考としてください。

若手技術者については、企画部長が表彰する「若手技術者賞」を平成27年に創設し、若手技術者のモチベーションを高めるための取組を実施しています。

②工事の実施にあたっては、工程調整部会等の場で受発注者間に現場で発生している課題や工事進捗状況を共有することが重要と考えており、その中で工期延期の協議を円滑に行えるよう努めて参ります。

③施工体制台帳および施工体制台帳に添付する資料については、建設業法令に基づき、提出をお願いしているところですが、下請契約で変更があった場合で金額のみの変更でも下請負者と書面にて契約変更を取り交わしていると思いますので、建設業法施行規則第14条の2第2項に示すとおり、施工体制台帳に添付していただきたくお願いいたします。

提示で良い資料は提示とすることについては、監督職員へ周知を図っていきたくと思います。設計変更や工事内容の変更等に影響する内容はASPを用い、それ以外のちょっとした相談・確認事項などは、メールを活用していただいて問題ないと思います。

創意工夫などにより実施されていることについて、電子納品の対象とすることについては監督職員に相談し決定していただければと思います。

■国道17号虫野トンネル工事（株）植木組

①週休二日を実施できる余裕のある工期設定にして頂きたい。

（整備局）

①週休二日を実現するためには、適正な工期設定が重要であることからH29年度より「施工条件確認部会と工程調整部会の開催」について、原則全工事において開催することとしています。また、準備期間、後片付け期間、雨休率や特別工事に影響のある事項（日数）等の特記仕様書への明示や工期設定にあたっての「支援システム」等の活用を原則化しています。さらに、今般の国会において品確法が改正され、「適正な工期設定」が発注者の責務として位置づけられました。引き続き「適切な工期設定の確保」に関する実態把握を進め、見直し・改善につながるよう尽力して参ります。

■長岡・柏崎維持管内橋梁補修外工事（株）植木組

①繁忙期(9月～11月)に完全週休二日は困難。特に舗装工、塗装工など天候に影響を受ける工種は難しい。天候が悪い日を休めば良いという意見があるが、突発的に休みをもらってもあまり効果がないと思う。また、受注者の現場代理人・監理技術者・他技術員は工事関係書類が多く残業か休出で消化しているのが現状である。

③維持修繕工事の設計図書が現場と一致していない、若しくは曖昧なため設計図書の照査に時間を要している。監督員の外出や時間外の電話連絡も多く発注者も多忙すぎるのではないかと考えている。

吊足場の設置に施工の安全性を考慮してSKパネルを使用していますが、費用差が大きいため標準化していただきたい。また、安全性を考慮して高所作業車、橋梁点検車を使用したときの費用の計上をお願いしたい。

書類の簡素化については、ペーパーは減っているが、書類作成の労力は変わっていないと思う。

（整備局）

①実態として工期設定が余裕のないものとなっておりご迷惑をおかけします。施工時期を鑑み、工期設定、発注時期が適切となるよう指導していきます。

工事書類の簡素化についてはさらに検討を進めたいと思います。また、今年度7月より特記仕様書における「協議事項」について、記載を見直しました。内容は、受注者の協議書類の作成に伴う負担軽減を図るため、発注者が発議すべき事項を明確化するとともに、受発注者のどちらで発議するのかを分かりやすくしたものです。これにより、これまで「協議すること」と表記していたもののうち、受注者が監督職員に「報告すること」と表現を改めた箇所もありますが、これまで受注者が資料作成していた「本来、発注者が指示すべきもの」については発注者で作成することとなります。

③維持修繕工事においては現場と一致しないケースが多く見受けられることは承知しています。当初発注前の施

工条件検討部会において詳細に現場条件を確認、検討し、設計条件を明確にするよう努めて参ります。

工事書類の簡素化については、今後も引き続き、取り組んで参ります。工事書類の簡素化やICTの推進などを通じて、負担軽減や効率化を進めて参ります。

■H29-32金沢東環 月浦トンネル工事 (株)大林組

①当工事は昨年4月着工以来、週休2日制を実施中です。現場は山岳トンネル工事ですが、市街地近くに位置しており、個人個人が多様な休日の過ごし方を選択可能なこともあり、トンネル坑夫さんの週休2日に対する抵抗感は小さいようです。ただし、労務単価を引き上げ、週休2日制導入前の給与水準が確保されていることが前提になっています。週休2日制導入前の現場は、土曜日を月2回程度作業日としていましたし、ボーリング調査や仮設物の組立等、坑夫工事以外の作業で掘削の支障になる作業については、必要に応じて土日も実施して約定工程を確保していました。施工能力が高まっているわけではないので、今後いろいろな工夫をしないと工程確保が難しいのではないかと危惧しています。

(整備局)

①本工事では、週休二日を考慮して工期を設定しているところですが、特異な地山のトンネル工事ということもあるので、引き続き監督職員とコミュニケーションを図りながら進めて頂きますようお願いいたします。

平成29年度公共事業労務費調査から、週休2日手当の調査項目を設け休日導入の拡大に伴う賃金支払い実態について、適切に労務単価に反映できるように調査を実施し、本年度からは、より正確に実態を把握するために、発注者指定方式や受注者希望方式等、発注方式の違いについても区分し調査を実施しているところです。

■H31新発田維持管内待避場整備外工事 (株)加賀田組

①各現場が週休2日(土・日休み)に取り組み、工事繁忙につき交通誘導員、ダンプトラックの確保が困難です。

警備会社・ダンプ運搬会社は、繁忙期のため土曜日ですら必要数の確保ができないほど忙しいと言われました。工事繁忙期、天候不良時期は、週休2日(土・日休工)は厳しいこともあります。週休2日への取り組みのためには、発注時期・工期の設定(降雪地域では冬期間の施工は困難なため、施工時期が限定)・施工時期の平準化による対応・取り組みをお願いします。

②夏頃から交通誘導員の確保、ダンプトラックの確保が困難な状態です。各舗装現場は、天候不良となる冬前に工事完了を行う必要がありますが、工事案件の集中により、資機材の確保が困難です。現場では誘導員、ダンプトラックの確保ができず日当たり施工量を下げる又は必要数の確保できる日に施工を行っていますので、発注時期、適切な工期設定をお願いします。

③変更契約時、積算担当者から多数の方を介して転送された変更事項の質問・確認メールが届きました。内容は、打ち合わせ簿(協議)事項の経緯、概数発注時の当初数量根拠等まで問われることもありました。監督員と積算担当者で解決でき施工者の回答不要な事項もあります。業務分担によりやむを得ないと考えますが、改善頂けると助かります。

(整備局)

①実態として工期設定が余裕のないものとなっておりますご迷惑をおかけします。施工時期を鑑み、工期設定、発注時期が適切となるよう指導していきます。

②繁忙期で且つ天候に左右される中ご苦労をおかけします。工事の平準化や適切な工期の設定に努めて参ります。

③御指摘内容は真摯に受け止め、受注者の皆様へ迷惑を掛けないように指導して参ります。

■R1新潟国道管内冠水対策その1工事 (株)加賀田組

①以前に比べ下請業者数が圧倒的に少なくなり、労働力が取り合いになっている状況です。週休二日への完全な対応は現場だけでは困難な状況だと思います。工事に関連する関係業者すべてが、施策を理解し完全週休二日に移行するまでは、まだまだ時間がかかるのではないかと感じます。

(整備局)

①北陸ブロック発注者協議会の取り組みとして「GW期間（10連休）」及び「9月から10月にかけて4回の3連休」において、北陸地方整備局管内の発注機関による統一的な現場閉所に取り組んでいるところです。

取り組み結果の意見、感想等をもとに、協議会の場を通じて、週休2日の取り組みについて意見交換を行い週休2日（4週8休）の推進に向け、引き続き課題や問題点などの共通認識を図って参ります。

■H30・31黒埼維持補修工事（株）加賀田組

①維持補修工事においては余裕を持った工期設定をしていただき、週休二日の実現は十分可能であると思いますが、協力会社（下請）においては勤務形態が完全週休二日となっていない会社もあり、工事全体での実現に向けてはまだまだ時間がかかると思います。

（整備局）

①北陸ブロック発注者協議会の取り組みとして「GW期間（10連休）」及び「9月から10月にかけて4回の3連休」において、北陸地方整備局管内の発注機関による統一的な現場閉所に取り組んでいるところです。

取り組み結果の意見、感想等をもとに協議会の場を通じて週休2日の取り組みについて意見交換を行い、週休2日（4週8休）の推進に向け、引き続き課題や問題点などの共通認識を図って参ります。

■H30・31大野地区交差点改良工事（株）加賀田組

①当工事は週休2日確保の試行工事でしたが、住居及び店舗等が密集している現道上の改良工事であったため、地元の要望より土曜・日曜・祝日での現場作業も予測されたことから、週休2日の確保は難しいと判断して試行希望しませんでした。このような現場条件においては、週休2日の確保は難しいと思います。

③当工事は、交通規制を伴う交差点2箇所を含む道路改良工事であり、交通量の関係から昼間作業では交通渋滞が懸念されるため、1年以上の期間、夜間作業を施工しております。これにより、沿線住民の皆様にも多大なご迷惑をかけていると感じています。また、現道を即日復旧する際、時間制約が多く生じる難工事のため、協力業者の確保が厳しい状況であります。打開するためには、発注前に関係各所と協議を行うことにより通行止めや終日車線規制を可能とし、集中的に工事を行うなど、工事期間を圧縮することが必要と思います。

（整備局）

①供用時期の制約や、施工時間や施工方法に特別な制約が予想される工事等は除いて、H31年度より全工事で受注者希望方式の週休2日に取り組むこととしております。本工事の現場条件のように施工時期制約の可能性が流動的な場合は、適用拡大のため、受注者希望方式での発注により可能性を検討して参りたいと考えております。

現在の試行における週休2日達成状況の確認は、対象期間内の現場閉所日数の割合であり、作業条件等により異なるため、土日・祝日に限る必要はありません。

③ご提案の通行止めや終日交通規制や集中工事による工期短縮については、現況交通への影響及び交通管理者との協議により、当工事箇所の交通規制を伴う施工は、夜間規制とならざるを得ないと判断しております。長期の施工期間で、施工体制の確保や道路利用者、沿道住民への配慮についてご苦勞をお掛けしますが、ご協力をお願いいたします。

■阿賀野バイパス 17工区改良その17工事（株）加賀田組

①平成29年3月28日付け国技建管第19号「週休2日の推進に向けた適切な工期設定の運用について」の通知文書を全て遂行できれば実現できると思いますが、実際に施工を進めると発注時に想定していた「施工に必要な実日数」や「不稼働日」に差異が生じるため、工程調整部会により適切な工期延長をお願いします。

②工程計画を立案して発注者と共有する上で施工条件の把握は重要であり、条件明示チェックリスト及び工期設定根拠の明示をお願いします。なお、現在の担当現場は、特記仕様書に①準備期間、②後片付け期間、③雨休率のみが明示されていました。

（整備局）

①今年度から週休2日の受注者希望方式は、2～3ヶ月に1回を目安に受発注者どちらからでも書面で申し出が

あった場合に「工程調整部会」を開催する「工程調整標準型」としています。

適切な工期延長について事務所職員へ周知徹底致しますが、受注者からも発議できますので、ぜひ工程調整部会を活用して頂き、発注担当者と調整をお願いします。

②工事円滑化推進会議の工程調整部会・施工条件確認部会は受発注者間で工程に関わる施工条件を共有する場であり、これらの部会を通じて施工条件や工期の考え方等の必要な情報が適切に共有するよう努めて参ります。

■信濃川下流栗林地区河道掘削その5工事（株）加賀田組

①週休二日は、ここ数年で実現できているので問題はありません。現在の週休二日は、完全週休二日ではなく、工事期間を通しての現場閉所率が28.5%以上と定義されており、繁忙期には土曜作業が可能であり、工程や休日の調整が行いやすいと感じています。

②適正な工期設定では、準備期間が40日以上あり、不稼働率や雨休率等の係数が見込まれているので大きな問題は 없습니다。工事円滑化4点セットの対応も発注者が着手前に会議を開催するので大きな問題は 없습니다。

③「良くわかる設計と工事の図面 [平成29年6月]」によると変更設計図は発注者が作成することになっています。現状では、変更設計図や変更比較図、変更数量計算書を受注者で作成することが多くなっています。また、変更数量計算書ではASPで提出したものを印刷して整理を求められるなど、受注者の負担が増えることもあります。設計変更に伴う資料作成の負担が軽減されるような配慮をお願いします。

（整備局）

①ご意見は今後の週休2日施策検討の参考とさせていただきます。

③変更契約時に必要な図面等に対する責任区分について再度周知徹底し、設計変更時の負担軽減に努めて参ります。

■H30・31吉田下中野電線共同溝工事（株）加賀田組

①当現場は特記仕様書の「週休二日に取り組む工事」の試行工事であり、受注者希望で試行している現場です。現在は現場の方も順調に進捗しており週休二日を継続しています。下請け業者の話を見ると、当現場が土曜日休みでも別の民間工事の現場に行くとのことでした。官庁工事では週休二日の動きは広がっているように見えますが、民間工事ではまだまだ現実的に厳しい状況ではないかと思えます。

また、熟練工不足、作業員の高齢化に伴い施工能力の低下も顕著に現れてきており、工程の遅延を補うために土日施工が必要になることが懸念されます。実現に向けての課題は多いと思えますが、やはり「魅力ある職場」と建設業が思われるような環境にしていけないと後継者、若手技術者・技能者が来てくれません。週休二日は勿論のこと、労務単価の見直し、下請け業者の賃金・就業規則の見直しが必要と考えます。

②当工事の工期設定は余裕工期を設定した工事であり、準備期間・片付け期間等明示されているため、実施工にスムーズに対応できるようになりました。工事円滑化4点セットの活用もだいぶ浸透してきており受注者・発注者間で円滑に工事が進むようになっています。しかしながら、設計図書、現場踏査での問題点・協議等はスムーズに解決できるのですが、前年度工事及び関連工事での引継ぎ・特記仕様書への明示がないと施工してからの協議等が必要な事案がよく見受けられます。例えば、前年度工事の路床改良の終了箇所がわからず試掘が必要となること、または埋設物の移設が必要だが明示されていないことなど、施工してからの発議では工事の進捗に影響があると思えますので、改善策が必要と考えます。

③縁石工において、防草コンクリートブロックの使用を発注者の方で促していますが、施工経験から通常の施工単価では実勢が合いません。防草コンクリートブロックには切り込み部分があり、その部分に草の根を誘導し、成長が止まることで植生してこない仕組みですが、製作メーカーによると、切り込み部分はアスファルト舗装で埋めることで効果が表れるため路盤を舗装が入るよう斜めに仕上げ、人力舗装で1層してから歩道表層という施工になります。切り込み部の施工は標準的な舗装ではなく別設計が必要と考えます。

（整備局）

①建設業の担い手を確保するためにも、労働環境の向上が不可欠です。設計労務単価の上昇が賃金水準の向上という好循環に繋がるよう公共事業労務費調査を通じて、引き続き、適切な実態把握を進めながら、見直し改善に

繋がるよう努めて参ります。北陸ブロック発注者協議会の取り組みとして「GW期間（10連休）」及び「9月から10月にかけて4回の3連休」において、北陸地方整備局管内の発注機関による統一的な現場閉所に取り組んでいるところです。取り組み結果の意見、感想等をもとに、協議会の場を通じて、週休2日の取り組みについて意見交換を行い、週休2日（4週8休）の推進に向け、引き続き課題や問題点などの共通認識を図って参ります。

②工事進捗へ施工環境を整えることにご苦勞をお掛けしております。

条件明示等の不足により工事進捗に影響が出ないよう工事発注前の施工条件検討部会において、設計内容、仮設計画等をより詳細に確認、照査し、適切な条件明示に努めて参ります。

③防草効果を期待出来る防草コンクリートブロックについては、ご指摘の通り施工手順等が異なるため、通常ブロックの施工単価適用とはならないものです。適切な精算変更となるよう、設計変更検討部会等で協議となるよう指導して参ります。

施工単価として積算資料北陸版に掲載している縁石工には、防草コンクリートブロックは含まれていないことを経済調査会に確認しました。発注者が当初より防草コンクリートブロックを指定する場合は、見積もりや特別調査にて積算することとなります。今後、積算資料北陸版に、防草コンクリートブロックが対象外であることや、防草コンクリートブロックの施工単価を別途掲載するよう経済調査会と調整して参ります。なお、縁石の施工単価には路盤工、舗装工の施工手間は含まれていません。

路盤工、舗装工の施工手間については、土木工事標準積算基準の標準的な施工の範囲内となるか範囲外となるか実態調査、分析が必要となります。使用実績が増えてきていることを踏まえ、どの程度の施工手間が必要か、今後、施工モニタリング調査票に本件を追記し、施工実態を把握して参ります。



■H31・32黒埼管内維持工事（株）加賀田組

③黒埼維持出張所管内において他出張所よりポーラス舗装区間が多く、施工から15年近く経過しており、破損箇所が多く見られます。ここ数年は維持補修工事・舗裝修繕工事でポーラス舗装から密粒舗装に更新されていますが、全体の半分にも満たないのが現状です。維持工事においてポーラス舗装区間の路面復旧はパッチング等を行っていますが、直ぐに損傷が広がりイタチごっこの状態になっております。損傷の広がりを阻止するために維持工事においても切削オーバーレイができるようお願いいたします。

（整備局）

③ご指摘のとおり、ポーラス舗装区間におけるパッチング作業は応急的なものであり抜本的対策とはなりません。適切な補修を行うよう指導して参ります。

■大河津分水路新第二床固改築Ⅰ期工事 鹿島建設・五洋・福田組 JV

①特定の職種（交通誘導員）について労働者不足は慢性化しているようである。特定の地域に工事が集中発注された場合はより顕著となる。土木工事の性質上、標準的な稼働率通り（気象、海象、河川流量等）にはならない場合があるので、週休二日（閉所）の実現は厳しい。元請職員は、人員数にもよるが交代での休暇取得は可能であるが、役職者は平日に代休を取得するのは困難である。

③コストアップに繋がる PCa の活用を、限られたヤードでの効率的な施工を実現するために、協議の上で承諾頂けた。PCa は技能労働者不足、労務の省力化、品質向上、安全性向上等への効果が期待されると考えており、

今後も積極的に協議、評価、対応をお願いしたい。

CCUSの活用は、技能労働者の経験とそれに裏付けされる評価の平準化に有効と考えているが、一方でカードの普及には至っていないと感じる。登録手続きの集中による遅れも一因と考えており、早急な対応が出来ないものかを感じている。

(整備局)

①交通誘導員に関しては、労務市場がひっ迫し、宿泊費や労働者の赴任手当など地域外からの労働者確保が必要になる場合が想定される地域においては、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更があった場合、必要となる費用について設計変更により対応することができます。契約締結後、交通誘導員を地域外から確保することが必要となった場合は、設計変更については監督職員と協議願います。

現場代理人においては、契約書記載のとおり「現場代理人の工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支承がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されていると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる」としています。また、監理技術者等における「専任」についても「他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではない。そのため、技術者の継続的な技術研鑽の重要性や建設業の働き方改革を推進する観点を踏まえ、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で監理技術者等が短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。」とされていることから、稼働中であっても休暇取得は可能です。

③PCaの活用はi-Constructionのコンクリート工の標準化としてその普及について本省も含めて検討しているところです。北陸地整では、経済性以外の指標によりプレキャストを採用した事例をPCa選定フローに盛り込む作業を進めています。また、「北陸地方のプレキャストコンクリート製品活用事例集（H31.3）」をHPで公開し、プレキャストの推進を図っています。引き続きさらなる普及推進方法を検討して参りますので、経済性以外の理由によりプレキャストの採用が有効な場合がありますら、発注者の方へご提案をお願いします。

■H28-31朝日温海道路1号トンネル工事 鹿島建設・福田組 JV

①トンネル坑夫など特殊な技能労働者は出稼ぎの為、年末年始・GW・夏季など長期休暇を長くとる必要がある。働き方改革では単に労働者の労働時間の短縮だけではなく、休暇中の過ごし方についても考慮し、技能労働者の生活状況に合わせた労働時間を設定できるようにすべきである。

②積算工程について、これまでは 実質にあっていない部分は残業、休日出勤など現場の努力で補ってきたが、働き方改革によって労働時間が短くなっており、補えなくなっている。積算工程を現場状況に見合った工程に考え方を変え直す時期だと思う。担当者が施工の作業状況等を理解していないので、機械的に積算基準に沿って積算、工程設定を行っており、クリティカルとなっている部分を考慮しない、安全な機械配置を考慮していない等があり、工程確保で現場の作業に無理がかかっている。

③工法や工程で、安全上の理由が設計変更としていただけない。出張所⇒事務所⇒局へと変更の判断が出るまでに時間がかかっている。施主の担当者が変わった際それまでの状況や経緯を理解していただくまでに時間がかかり、変更業務等がスムーズに進まない。大きな工事では担当者の異動を極力少なくできないでしょうか。

新規工種など単価設定にも時間がかかりすぎている。軽微な内容変更でもすべて物価調査会に調査していただいていると思いますが、軽微な内容変更は事務所内で調整できないでしょうか。

図面作成、数量計算など発注者・受注者ともに人員不足、働き方改革による時間の不足があり設計変更作業がスムーズに作業が進まないのが、設計変更業務も簡素化できないでしょうか。本来、発注者の行う数量計算も受注者で行っている場合がある。

(整備局)

①トンネル坑夫などの特殊な技能労働者生活状況に合わせた労働時間を設定できるようにすべきのご意見に

については、今後とも工事内容、現場条件等を考慮し、適切な発注時期・工期設定に努めて参ります。

なお、当初発注における現場条件と相違がある場合には、工事円滑化推進会議を活用頂き監督職員と協議願います。

②週休二日を実現するためには、適正な工期設定が重要であることからH29年度より「施工条件確認部会と工程調整部会の開催」について、原則全工事において開催することとしています。

また、準備期間、後片付け期間、雨休率や特別工事に影響のある事項（日数）等の特記仕様書への明示や工期設定にあたっての「支援システム」等の活用を原則化しています。さらに、今般の国会において品確法が改正され、「適正な工期設定」が発注者の責務として位置づけられました。引き続き「適切な工期設定の確保」に関する実態把握を進め、見直し・改善につながるよう尽力して参ります。

当初発注においては、積算基準に沿った積算や工期設定を行っておりますが、特殊な環境や現場条件がある場合には積算時点から可能な限り考慮するよう努めて参ります。なお、当初発注における現場条件と相違がある場合には、工事円滑化推進会議を活用頂き監督職員と協議願います。

③現場の安全確保の重要性は認識していますが、設計変更にあたっては経済性等の観点も含めた総合的な判断が必要であり、工事円滑化推進会議等を活用頂き監督職員と協議願います。本官工事においては、事務所内での図面・数量計算の確認に加え、本局での審査等の手続きが必要となり一定の期間が必要となっておりますが、これらの手続きを出来るだけスムーズに行うよう努力して参ります。単価設定に関しては、現在の積算基準では一定規模以上の調達・施工については特別調査を行うこととなっております。調査に一定の期間を要する点につきましてはご理解願います。

発注者から数量計算書の提示が無く受注者が作成する場合は、発注者の費用負担となります。精算変更時は、土木工事共通仕様書に基づき「受注者は出来形測量の結果を基に数量算出要領に従って出来形数量を算出し、その結果を監督職員から請求があった場合は速やかに提示」することとなっておりますのでご準備をお願いします。

■H30-33能越道 鷹ノ巣山2号トンネル工事 鹿島建設・福田組JV

①トンネル工事において、機械整備や地質ボーリング調査などは切羽作業がない時に坑内で行うため、閉所扱いにしないでいただけないでしょうか。

②土木工事条件明示の手引き（案）の施工条件確認部会は、2019年4月8日と6月10日の2回実施キックオフミーティングとして非常に有効だと感じました。土木工事設計図書の照査ガイドライン（案）の照査結果検討部会は、2019年7月11日実施回答について、時期（ワンデーレスポンス？）と様式（打合せ簿？）が明確になっていない。工事一時中止に係るガイドライン（案）に関して、2019年4月12日から8月8日まで工事一時中止（全作業）に問題はありませぬ。土木工事設計変更ガイドライン（案）に関しては、特に金額が大きい場合などは協議に時間がかかっている。

③変更手続きに要する時間を短縮していただきたいです。（ワンデーレスポンス）また、設計積算について大断面トンネルの場合、標準の施工方法では施工できません。局で特別調査をされているとのことですが、実態に合わせて変更していただきたいです。例えば、鋼製支保工は弦長で10m以上あり、分割しないとトラックで運搬できません。また、鋼製支保工重量が大きく、ドリルジャックでは建込作業ができません。

（整備局）

①現場閉所とは、工事施工箇所において材料搬入等を含めて、一切の現地作業を行わない状態を言います。

現在の週休2日の試行では、機械整備や地質ボーリング調査は、工事施工箇所において現地作業をともなうため、現場閉所として取り扱うことはできません。

②工事施工の円滑化4点セットについてご理解頂きありがとうございます。全工事をワンデーレスポンス対象工事として特記仕様書に明示しているところであり、即日回答が困難な場合は回答期限を設けることを会議等の場を活用し周知徹底に努めて参ります。回答様式についても、照査ガイドラインP3に記載のあるとおり、受発注者間で「書面により協議し合意を図った後、発注者が具体的な指示を行う」こととなっておりますので、周知徹底に努めて参ります。設計変更ガイドラインP4に記載の通り、「設計変更にあたっては、当初の考え方や設計条件を確認するとともに、当該工事での変更の必要性を明確にし、設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行う」ことが記載されていますので周知徹底に努めて参ります。

③本官工事においては、事務所内での図面・数量計算の確認に加え、本局での審査等の手続きが必要となり一定の期間が必要となっておりますが、これらの手続きを出来るだけスムーズに行うよう努力して参ります。

大断面トンネルについては、ご指摘のとおり標準の施工方法で施工できないことから、その設計積算にあたっては、特別調査を行っているところです。なお、当初発注における現場条件と相違がある場合には、工事円滑化推進会議を活用頂き監督職員と協議願います。

■大源太川第1号砂防堰堤補強工事 佐藤工業(株)

①本工事においては、特記仕様書にて土曜・祝日を休日とし工期設定がされています。しかしながら、設計図書と現場条件等に差異が大きいため、設計変更が多く、残業や休日作業により工期を抑えようと努力している状況です。適正な現場条件の提示と適正な工期設定により、計画性のある週休二日が実現すると思えます。担い手不足のなか建設需要の増加も重なり、技能労働者の確保がより一層困難になってきています。週休二日の実現には、技能労働者の確保、生産性向上の両立が不可欠であります。工種が変わることによる労働者確保の時間を工期に考慮する等願います。工種が多くある工事において、技能労働者の入れ替わりが多く、タイミングが重要になります。

②平成 27 年 3 月受注の工事であり、特記仕様書に工事円滑化推進会議の条項がありませんが、発注者が中心となり工程調整部会や連携会議等が開催されており、円滑に進んでいます。

③当工事において、協議事項が非常に多くなっております。協議等では、受注者が図面や比較検討等を作成し根拠を添付しなくてはなりません。協議事項を減らし、作成する図面や検討書等が減ることにより受注者の負担は少なくなると思われます。

(整備局)

①当初契約前に地質・地山等の調査を入念に実施し詳細設計の精度向上を図ることで、契約後に大きな変更が生じない様、適切な官工程の設定に努めてまいります。現在の工期設定には工種が変わることによる労働者確保の時間を反映させることとなっていません。今後、実態把握に努めて見直し・改善の必要性について検討して参ります。

③工事書類の簡素化についてはさらに検討を進めたいと思えます。また、今年度 7 月より特記仕様書における「協議事項」について記載を見直しました。内容は、受注者の協議書類の作成に伴う負担軽減を図るため、発注者が発議すべき事項を明確化するとともに、受発注者のどちらで発議するのかを分かりやすくしたものです。これにより、これまで「協議すること」と表記していたもののうち、受注者が監督職員に「報告すること」と表現を改めた箇所もありますが、これまで受注者が資料作成していた「本来、発注者が指示すべきもの」については発注者で作成することとなります。当初契約前に地質・地山等の調査を入念に実施し詳細設計の精度向上を図ることで、契約後に協議事項が増えない様、詳細設計の精度向上に努めてまいります。

■妙高大橋架替下部その4工事 清水建設(株)

①豪雪地域での工事の場合、降雪期は閉所となる日が必然的に増えるため、非降雪期に工事を進めておく必要が出てくる。降雪期で本作業ができない場合でも、設備維持のための除雪行為は稼働日数にカウントせず、別管理になるようご検討頂きたい。

②工事円滑化 4 点セットに記載の内容は分かり易く、実効性のあるものと感じます。引き続き、受発注者双方が各ガイドラインに従って共通認識を持つようにして頂きたい。出張所、事務所と同一場所で一緒に打合せをする場を提供して頂くようになり大変ありがたいです。

③豪雪地域の工事において、工期末が 1 月下旬といった設定は避けて頂きたい。ワンデーレスポンスを実効性のあるものにするためには、主任監督員の方の権限をより広くすることが肝要と感じます。

(整備局)

①ニューマチックケーソン工事の沈下掘削期間の休工日における送排気設備の運転管理点検に該当するものは、保守点検等の一環として現場閉所扱いとなります。「設備維持のための除雪行為」が送排気設備の運転管理点検に該当する場合は現場閉所扱いとなります。

③積雪等により冬期施工が困難な場合は、工事の一時中止、現場内除雪、雪寒仮囲い等の必要な対策をとる必要があると考えていますので、工期変更を含め監督職員と協議をお願いいたします。主任監督職員のみならず発注者としてワンデーレスポンスが確実に実施されるよう周知を図って参ります。

■猪谷楡原道路 片掛橋下部その2工事 清水建設(株)

①ニューマチックケーソン工におけるコンプレッサー保守、保守のための軽微な除雪やトンネル工事における坑内基準点測量、機械メンテナンスのように現場が稼働していない時にしかできない作業、或いは天候急変により、当日の状況判断で作業を休工とした場合のようなケースが出てきています。現場での休日確保を健全に行いつつもこれらのケースに柔軟に対応できるようにご検討頂きたいです。

実際に働く人達が、休日が増えることで収入減にならないよう、適正な労務単価の設定をお願いします。

②4点セットの内容については、施工業者の立場で考えて下さっており、良い内容であると思います。今回の工事では、設計照査では拾い切れずに施工の進捗に応じ発生する課題が多く、協議に多くの時間を要していると思います。施工開始後の協議に多くの時間を費やすロスを考慮すると、発注時の図面、数量計算書がもう少し精査されていれば受注者も工事を進めやすいと感じます。

③ワンデーレスポンスについては、主任監督員の方により温度差があると感じています。回答を頂けない場合には工事を進められなくなる場合も出てきますので、何かしらの回答を早めに頂けるようにしてほしいです。

工事書類の簡素化はよい取り組みだと思います。本当に必要なものを確実に整備、提出するように引続き改善して頂きたいです。

(整備局)

①ニューマチックケーソン工事の沈下掘削期間の休工日における送排気設備の運転管理点検に該当するものは、保守点検等の一環として現場閉所扱いとなります。トンネル工事における坑内基準点測量、機械メンテナンスは、現在の週休2日の試行では、工事施工箇所において現地作業をとまなうため、現場閉所として取り扱うことはできません。

公共事業設計労務単価につきましては、毎年度の公共事業労務費調査により、給与形態や労働時間等について実態を把握し、実勢を適切に反映し改定を行っているところです。

また、平成29年度公共事業労務費調査から、週休2日手当の調査項目を設け休日導入の拡大に伴う賃金支払い実態について、適切に労務単価に反映できるように調査を実施し、本年度からは、より正確に実態を把握するために、発注者指定方式や受注者希望方式等、発注方式の違いについても区分し調査を実施しているところです。

②工事施工の円滑化4点セットは、工事の条件明示、設計図書の照査、一次中止、設計変更に関するガイドラインであり、今後も受発注者間で活用を積極的に図り、工事の円滑化、品質確保、適切な工期の確保、適正な変更契約に努めてまいります。工事の設計及び施工段階で発生する問題や課題については、ワンデーレスポンスによる対応を基本とし、照査結果検討部会、工事連携会議、工程調整部会の開催により、工事が円滑かつ効率的に施工できるよう努めてまいります。

また、工事発注で使用する設計成果については、設計計算、設計図、数量計算書等の正確性、適切性及び整合性について十分な照査を行い、工事が円滑に進められるよう努めてまいります。

③ワンデーレスポンスは、受注者からの協議等に対する指示、通知を基本的に「その日のうち」に回答するよう対応する。また、「その日のうち」に回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのか受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日の内うち」に行い、現場における問題解決の迅速化や適切な工程管理を実現するものです。ワンデーレスポンスの徹底と受注者からの協議等に関する回答の迅速化に努めてまいります。工事書類については必要な書類の簡素化を進めており、検査時に必要な書類を10種類に限定する取組をモデル工事として一部試行しており、今後も、簡素化に向けて検討をして参ります。

■R1新発田管内橋梁補修外工事 第一建設工業(株)

①週休2日の取得が可能となる適切な工期で発注してもらうこと。また、発注時期による工期の設定が必要と思われる。下請負業者の給与体系の見直しが必要で、それに伴う労務賃金の見直しが必要と思われる。

②降雪期は国道の交通規制を行うことに苦慮します。交通規制を伴う工事は、降雪期までに完了する工期設定で

発注をお願いします。また、円滑な施工の確保となる発注者からの資料の貸与が遅れて各検討部会の開催に支障を来すことがある。資料の貸与は速やかに行ってもらいたい。河川協議等は、工事契約前までには完了し、工事開始が遅れないようにしていただきたい。

③入札で、入札説明書等に対する質問の回答（最終回答日）を現在よりも2～3日早くしていただきたい。（現在は、入札書提出日の1日前）

橋梁点検車を使用しての仮設工の吊り足場の積算単価が実勢価格と乖離していると思われます。今後歩掛かり調査等をお願いします。足場を掛けて存置している期間が実際より短い（調査等の期間が含まれていない）。また、橋梁点検車を使用した場合、橋梁点検車の使用料を計上していただきたい。

（整備局）

①週休二日を実現するためには、適正な工期設定が重要であることからH29年度より「施工条件確認部会と工程調整部会の開催」について、原則全工事において開催することとしています。

また、準備期間、後片付け期間、雨休率や特別工事に影響のある事項（日数）等の特記仕様書への明示や工期設定にあたっての「支援システム」等の活用を原則化しています。さらに、今般の国会において品確法が改正され、「適正な工期設定」が発注者の責務として位置づけられました。引き続き「適切な工期設定の確保」に関する実態把握を進め、見直し・改善につながるよう尽力して参ります。

②資料の貸与に時間を要したこと、河川協議完了が受注後となり、大変ご迷惑をおかけしております。工事契約前までに関係機関協議を完了するよう指導して参ります。ただし、やむを得ず協議完了時期等を条件明示して発注する場合があります。ご理解願います。

③入札締切日より3日前までには回答するよう指導しているところですが、その期間を短く設定している場合は、指導して参りたい。設計変更ガイドラインP4では、「仮設においては、条件明示の有無に係わらず当初発注時点で予期し得なかった条件等が現地で確認された場合」は、設計変更が可能としています。事前調査や橋梁点検車が追加で必要となった場合は、協議等の所定の手続きを行い、適切に計上するよう周知徹底して参ります。

■新潟海岸金衛町第4号ヘッドランドその4外工事（株）福田組

①労務、建設機械等確保の困難や、施工条件が拘束している河川工事の場合は天候、河川水位状況など自然現象が工程の進捗に大変影響する。不稼働率を考慮すると、作業可能期間は限定されるので週休二日制又は4週8休の実現は不可能であると思います。

（整備局）

①厳しい気象条件の元での工事では、週休2日の取り組みに様々な課題があることは認識しているところです。ご意見を参考に週休2日が確保できるような適切な工期設定となるよう引き続き検討して参ります。

■信濃川下流大島地区河道掘削その4工事（株）福田組

①河川工事のように出水時期に絡み施工期間が限られているとか、道路工事のように夜間に限られる等により月内での週休2日が困難な場合、天候不順の場合閉所にするなどして、全体工期で週休二日を確保する事で何とか実現できる状況ではあります。しかしながら、労働基準法が適用されると月をまたいで現場閉所では言い訳の出来ない状況となり、日施工量を上げて、職員数を増やすなどの対応が必要となります。人材不足の現状を鑑みると良い案ではないかと思われませんが、全体工期を考えない週休二日となるならば、工事内容に合わせた最適な発注時期の選定と現場管理費（職員が増える）工期日数をお願いしたい。

また、4週8閉所に伴う一般管理費の増についての外注費については、下請けに関しては依然として日給月給での給与体系が多く、4週8休で一般管理費が増えた分を外注費で払ったとしても作業員末端までの給与や賃金が上がっているようには思えません。元請けからの週休2日に対する外注費増工分については確実に作業員までの賃金が上がったかは確認できませんが、他の民間工事で作業している作業員と区分できない事も公共工事のみで考える事は難しい事なのかもしれませんので、業界全体で何かしらの取り決めをしないとまずいのではないかと思います。

②あまりに書式に縛られすぎるとそれなりに時間と労力がとられますので、もっと工事内容毎に臨機応変な書式

でよいのではないのでしょうか。C C S 工程表にしても施工組数×施工量＝施工日数などありきたりな官工程となっており、現場条件明示の事項が反映されていないなど、どうしても発注時期と予算消化を前提とした無理やりの工程となっている気がします。現場に乗り込むと条件と合わない事案が多々ありますが、発注側はある程度想定している事案である事も多々ありますので本音の施工条件明示をされるようお願いしたい。

③工事書類については、簡素化も進みだいぶ書類が減っているかに思います。ただ、施行プロセス重視の書類内容で余計な書類も多いかと思えます。完成後は、品質・出来形・写真が重要になると思えますので、それに係る事案以外については、メール文のやり取り等でも十分な書類も多々あるのではないかと思いますがいかがでしょうか。（例えば、地元や他官庁とのやり取りなど、現場での軽微な承諾事項や協議・指示等）

出来形、品質、施工計画、施工体制台帳についても A S P で入力書式を統一して中身の内容だけで差別化したら良いのではないのでしょうか。今後テーマ 1 と同様に、残業時間も厳しく管理されるようになるので、職員数が確保できない現状では現在の職員数で現場を今の管理で行うと、現在の簡素化でもとても就業時間内に終われないかと思えます。

（整備局）

①週休二日を実現するためには、適正な工期設定が重要であることから H29 年度より「施工条件確認部会と工程調整部会の開催」について、原則全工事において開催することとしています。また、準備期間、後片付け期間、雨休率や特別工事に影響のある事項（日数）等の特記仕様書への明示や工期設定にあたっての「支援システム」等の活用を原則化しています。さらに、今般の国会において品確法が改正され、「適正な工期設定」が発注者の責務として位置づけられました。引き続き「適切な工期設定の確保」に関する実態把握を進め、見直し・改善につながるよう尽力して参ります。

②工事書類の簡素化についてはさらに検討を進めたいと思えます。また、今年度 7 月より特記仕様書における「協議事項」について、記載を見直しました。内容は、受注者の協議書類の作成に伴う負担軽減を図るため、発注者が発議すべき事項を明確化するとともに受発注者のどちらで発議するのかを分かりやすくしたものです。これにより、これまで「協議すること」と表記していたもののうち受注者が監督職員に「報告すること」と表現を改めた箇所もありますが、これまで受注者が資料作成していた「本来、発注者が指示すべきもの」については発注者で作成することとなります。また、ご指摘の件につきましては、現場の実情にあった適切な条件明示、適正な工期設定となるよう努めて参ります。

③工事書類の簡素化は引き続き進めて参りたいと思えますが、いただいたご意見については、今後の工事書類簡素化に関する検討の参考にさせていただきます。

■島崎川樋管・排水機場改築その1工事（株）福田組

①昨年より、週休 2 日に取り組む工事(発注者指定方式)の試行工事を行っています。発注者の工期設定が、実施工にあった工期設定となっていれば、週休二日を実現することができます。当工事でも、1 次施工には、大変苦労しましたが、2 次施工では、今のところ問題なく、週休二日を実施してきています。

北陸地方整備局の週休二日の考えでは、完全週休二日でなく工期内で 4 週 8 休の現場閉所なので、施工内容や就業内容によって休日を好きな日に設定できます。今後もこの制度のまま、4 週 8 休で進めてほしいです。なぜなら、作業内容や天候によって休日に施工しなければならない場合助かります。

②実際の施工にあった工程表を作成していただき、適正な工期設定を望みます。また、非出水期施工等の制約がある場合は、早めの発注を行ってもらい準備期間を 40 日でなく、60 日くらいいただければより詳細な準備ができるので、できる限り長い準備期間が欲しいです。ご検討願います。

③変更図について、第 2 回変更では発注者が用意してくれたが、今回は枚数が多く当工事で書くようお願いされた。当工事で施工しているので変更図を作成するのは当然であるが、業務の負担が増えてしまいます。そこで、業務委託料等で、変更図作成料を支払いしていただければ、双方納得すると思えますのでご検討願います。

（整備局）

①ご意見は今後の週休 2 日施策検討の参考とさせていただきます。引き続き、「適切な工期設定の確保」に関する実態調査を進め見直し・改善につながるよう尽力して参ります。

②適正な工期設定となるよう努めて参ります。また、非出水期施工等で施工期間が限定される工事については、できるだけ早期に発注できるよう努めて参ります。

③変更契約時に必要な図面等に対する責任区分について、再度周知徹底し、設計変更時の負担軽減に努めて参ります。

■青海川橋架替仮橋工事（株）本間組

①&②週休二日の実現が進まない要因のひとつとして、下請業者の就業規則が完全週休二日制をとっていないことや、工事に従事する作業員の多くが日給月給制で働いていることなどがあげられる。

中小企業ではいまだ隔週での週休二日制をとっている会社が多く、出勤日に当たる土曜日を休工にされた場合は他の工事現場へ振り分ける等で対応しているようだが、振り分ける現場がなければそれもままならぬ状況となることから休日作業の要望が無くならないのが現状だと考える。また、最近の傾向として、収入が減っても休日がほしいという作業員は増加傾向になってきているが（比較的若い方に多い）、休日よりも収入という作業員もいまだ少なくはなく、その為の収入保障（金銭補償）をおこなう場合は社内での作業員間（従事現場間）で不公平が生じることになるのではと考える。振替休日での対応も同様に難しいのでは考える。

実際には、工事にて完全週休二日を実施する場合、元請けから下請に対して経費 UP による金銭補償の形で対応することになるが、下請の社内的にどのように処理をしているかは把握できていないのが現状である。

現場保守及び現場管理等上必要な作業については、休日作業から除外してもらっているため週休二日が確保しやすくなっており、事務作業による休日作業においても書類の簡素化等が進み減少していると感じる。但し、中間技術検査や完成検査時の事務作業で休日作業を実施する場合がある。

工程管理面では、工事期間全体を通して順調な工程進捗が見込める場合には週休二日の確保が望めるが、工期の後半または終盤が冬期間にかかる場合や、波浪の影響が懸念される工事などでは、工期順守のためにどうしても工程の前倒しを図るために休日作業をせざるを得ない工事もあり、全ての工事で完全週休二日を実施するのは現状では難しいと考える。このためには現場条件を考慮した工期設定と工事期間を考慮した適切な工事内容（工事規模）による発注と適切な時期での工事発注が望まれる。

更には設計工期に対してある程度の余裕工期（設計工事日数に対して余裕日数を算出設定して特記仕様書に記述など）を含めて工期設定をしてもらうことで週休二日に取り組み易くなり、推進化につながっていくのではと考える。また、週休二日達成時には経費率 UP のほかに実施内容に応じて工事成績評定点 UP に反映する制度を設けることも推進化につながると考える。（港湾空港工事では「休日確保評価型」の試行工事として実施中）但し、工事毎に工事内容、工事時期などで取り組みやすさ・達成しやすさに違いがあるので、一律評価（一定加点）ではなく段階評価（段階加点）を用いることで工事毎の不公平さを減らすことも必要であると考えます。

③現在、地方整備局土木工事においては契約金額 1 億円以上かつ工期が 6 カ月以上の工事について中間技術検査を実施することとなっているが、工事施工中における現場管理業務と並行しての検査準備（検査書類等の作成・整理）が業務増加による残業増加や休日作業の実施に繋がっており、受注者工事担当者に大きな負担となっている。

品確法の施行により、公共工事の品質確保は推進、向上してきている現況であり、工事施工中における品質確保や出来形の確認については、監督職員による段階確認や施工状況把握、更に施工プロセスの確認などが実施されており、これにより品質確保の確認がなされていると考える。

以上のこと踏まえ、港湾空港工事においては中間技術検査が実施されていないことも考慮し、簡素化の推進、働き方改革の観点からも中間技術検査の見直しが必要であり、できれば廃止が望ましいと考えるが、具体的な見直し案として、契約金額 2 億円以上かつ工期が 1 年以上の工事、重要構造物の築造工事（ダム・トンネル・橋梁工事など）、工事の大部分が不可視部分となる工事（地盤改良工事など）を希望する。

（整備局）

①&②工期については、適切な工期設定に努めているところです。

厳しい施工条件となる冬期施工や波浪の影響を受ける工事の場合は、週休二日の実現が困難であるとのこと意見については、今後とも工事内容、現場条件、工事特有の条件、地域の実情等を考慮し、適切な発注時期と工期設定に努めてまいります。工事発注後には、施工条件確認部会、工程調整部会の開催により受発注者間で施工条件

及び工事工程の共有を図り、円滑な工事の施工と現場における週休2日の推進を図ってまいります。

また、工事発注にあたっては、柔軟な工期設定等を通じて、建設資材や建設労働者などが確保できる余裕期間制度の活用についても検討してまいります。

③中間技術検査の実施要件は全国共通のため、いただいたご意見を含め今後、関係機関と検討して参りたい。

■利賀ダム河床進入トンネル工事 前田建設工業(株)

①週冬期休工がある現場や降雨による作業中止等の自然条件が厳しい現場では、予期せぬ休工が生じる可能性もあり、工程的に週休二日に踏み切れないところがあります。

②②設計図書の照査結果を受けて行う工事連携会議（三者会議）において、重要性が低いという理由で設計者が呼ばれないケースがある。工事連携会議には、顔合わせという面からも設計者に同席してもらい設計思想等、直接意見を交わしたいところです。

（整備局）

①天候不順による冬期休工や降雨により休工した日は現場閉所となります。詳しくは北陸地整HPに■週休2日の達成状況確認方法、■週休2日よくある質問・回答を掲載しております。

受注者希望方式では、週休2日を達成できなくてもペナルティ等ありませんので、ぜひ取り組んで頂きたいと思えます。

②工事連携会議は設計意図の継承と反映、責任範囲の明確化、条件変更時の円滑な対応等を図るため、受注者及び詳細設計技術者と発注者で行うものであり、開催が原則となっています。

＜現場代理人等意見提出者＞（五十音順）

(株) 安藤・間	新野積橋橋脚その1工事	八島 明生
安藤ハザマ・植木JV	国道8号柏崎トンネル(山岳部)工事	三沢 良太
(株) 植木組	新野積橋橋脚その2工事	河村 昭
(株) 植木組	国道17号虫野トンネル工事	羽入 正明
(株) 植木組	長岡・柏崎維持管内橋梁補修外工事	徳永 英訓
(株) 大林組	H29-32金沢東環月浦トンネル工事	濱田 崇
(株) 加賀田組	H31新発田維持管内待避場整備外工事	坂井 正憲
(株) 加賀田組	R1新潟国道管内冠水対策その1工事	小倉 義輝
(株) 加賀田組	H30・31黒埼維持補修工事	武田 洋
(株) 加賀田組	H30・31大野地区交差点改良工事	福井 和人
(株) 加賀田組	阿賀野バイパス 17工区改良その17工事	橋本 正人
(株) 加賀田組	信濃川下流栗林地区河道掘削その5工事	平田 順弥
(株) 加賀田組	H30・31吉田下中野電線共同溝工事	和田重一郎
(株) 加賀田組	H31・32黒埼管内維持工事	五十嵐 慎
鹿島・五洋・福田JV	大河津分水路新第二床固改築I期工事	荻野 剛
鹿島・福田JV	H28-31朝日温海道路1号トンネル工事	三澤 広典
鹿島・福田JV	H30-33能越道鷹ノ巣山2号トンネル工事	海邊 修司
佐藤工業(株)	大源太川第1号砂防堰堤補強工事	横川 泰希
清水建設(株)	妙高大橋架替下部その4工事	山田 一宏
清水建設(株)	猪谷楡原道路 片掛橋下部その2工事	磯部 哲
第一建設工業(株)	R1新発田管内橋梁補修外工事	高橋 雄介
(株) 福田組	新潟海岸金衛町第4号ヘッドランドその4外工事	戸松 立也
(株) 福田組	信濃川下流大島地区河道掘削その4工事	木村憲二郎
(株) 福田組	島崎川樋管・排水機場改築その1工事	松谷 竜一
(株) 本間組	青海川橋架替仮橋工事	山田 新治
前田建設工業(株)	利賀ダム河床進入トンネル工事	福谷 将徳